



菓生食輸発0728第2号
令和3年7月28日

駐日イラン・イスラム共和国大使館
經濟部参事官 モジタバ ザーヘディ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長



貴国産アーモンド又はピスタチオナッツを含む食品の取扱いについて

今般、輸入時の検査命令の結果、下記施設の製造したアーモンド及びピスタチオナッツを含む食品からアフラトキシンが検出されたことから、本日付けで当該施設が製造したアーモンド又はピスタチオナッツを含む食品について、アフラトキシンに係る検査命令を別添のとおり行うこととしました。

については、この違反事例を踏まえ、違反原因の早期究明及びその原因に応じた再発防止対策について検討し、我が国に違反品が輸出されることのないよう対策の充実にについてよろしくお願い申し上げます。

記

製造者名：CHOCOTAM

(参考)

<違反事例>

品名：洋菓子 (HONEY SOHAN)

輸入者：LOTFI MOHAMMAD

製造者：CHOCOTAM

製造所：CHOCOTAM

届出数量及び重量：3 CT、16.00 kg

検査結果：アフラトキシン 25 μ g/kg検出

届出先：成田空港検疫所

日本への到着年月日：令和3年6月16日

違反確定日：令和3年7月21日

貨物の措置状況：全量保管中

別添
薬生食輸発0728第1号
令和3年7月28日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イラン産食品のアフラトキシン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和3年7月21日付け薬生食輸発0721第2号)により通知したところである。
今般、輸入時の検査命令において、CHOCOTAMの製造したアーモンド及びピスタチオナッツを含む食品からアフラトキシンが検出されたことから、同通知の別添1を下記のとおり改正し、別添2の1を別紙1、別途指示する製造業者を別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のイランの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アーモンド 又はピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を追加する。

別添1
最終改正(令和3年7月28日)

対象品 種別	製品検査の対象工場等	条件	検査項目	製品品質検査の方法	検査の方法	検査を受けることとなる理由
フグ	現場検査の対象工場等	現場検査の対象工場、新鮮フグが確認されたものに限る。	魚類鑑別	-	フグの種類を鑑別する方法	検査を受けることとなる理由
すじ	-	-	亜硝酸根	別表3によること	平成12年3月30日付付食発第15号 食品中の食品添加物分析手法についてによること	有毒フグが混入しているおそれがあるため。
遊離いもじく	-	-	総アフラトキシシン(アフラトキシシンA ₁ 、B ₁ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表3によること	平成12年3月30日付付食発第15号 食品中の食品添加物分析手法についてによること	成分規格(0.005µg/kg又は使用基準値)を超過しているおそれがあるため。
パン・ケーキ類(加工品(せんぶん丸型等))	-	-	シアニ化合物	別表3によること	平成23年8月18日付付食発第0816第2号 総アフラトキシシン(アフラトキシシンA ₁ 、B ₁ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)の検出率に関する検査方法についてによること	シアニ化合物を含有しているおそれがあるため。
シアニ化合物含有豆類	-	-	シアニ化合物	別表3によること	平成23年8月18日付付食発第0816第2号 総アフラトキシシン(アフラトキシシンA ₁ 、B ₁ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)の検出率に関する検査方法についてによること	シアニ化合物を含有しているおそれがあるため。
ビスチオナッツ	イタリヤ及び米国産にあっては各々の国によること	-	総アフラトキシシン(アフラトキシシンA ₁ 、B ₁ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表3によること ただし、別表3に示す検査方法(ビスチオナッツについては、別表3に示す検査方法(ビスチオナッツ)を適用し、ロット単位で検査することとし、1分割あたりの重量が100g以上の包装単位(100g単位)とする。	平成23年8月18日付付食発第0816第2号 総アフラトキシシン(アフラトキシシンA ₁ 、B ₁ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)の検出率に関する検査方法についてによること	総アフラトキシシンが10µg/kgを超過しているおそれがあるため。
フランスナッツ、アーモンド、チリピーナッツ、レーズンナッツ、ナッツが及びハートナッツ	-	-	総アフラトキシシン(アフラトキシシンA ₁ 、B ₁ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表3によること	平成23年8月18日付付食発第0816第2号 総アフラトキシシン(アフラトキシシンA ₁ 、B ₁ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)の検出率に関する検査方法についてによること	総アフラトキシシンが10µg/kgを超過しているおそれがあるため。
ミックスナッツ及びミックスナッツ	落花生、ビスチオナッツ、ブラジルナッツ、アーモンド、チリピーナッツ、レーズンナッツ、ナッツが及びハートナッツ、すじ及びその合計の含有量が10%以上のものに限る。	-	総アフラトキシシン(アフラトキシシンA ₁ 、B ₁ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表3によること	平成23年8月18日付付食発第0816第2号 総アフラトキシシン(アフラトキシシンA ₁ 、B ₁ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)の検出率に関する検査方法についてによること	総アフラトキシシンが10µg/kgを超過しているおそれがあるため。
落花生及びその加工品(落花生を原料とするものに限る。)	-	-	総アフラトキシシン(アフラトキシシンA ₁ 、B ₁ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表3によること	平成23年8月18日付付食発第0816第2号 総アフラトキシシン(アフラトキシシンA ₁ 、B ₁ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)の検出率に関する検査方法についてによること	総アフラトキシシンが10µg/kgを超過しているおそれがあるため。
炭酸水素アンモニウム及びこれを含む食品	BROADTECH CHEMICAL INTERNATIONAL CO.,LTD.が製造した炭酸水素アンモニウムに限る。	-	メタニ	別表3によること	平成20年10月2日付付食発第1002003号 食品中のメタニの試験法についてによること	メタニが使用されているおそれがあるため。
いんげん豆	-	-	総アフラトキシシン(アフラトキシシンA ₁ 、B ₁ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表3によること	平成23年8月18日付付食発第0816第2号 総アフラトキシシン(アフラトキシシンA ₁ 、B ₁ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)の検出率に関する検査方法についてによること	総アフラトキシシンが10µg/kgを超過しているおそれがあるため。
非加熱食品(加熱せずに食すものに限る。)	別途表示する製造者で製造されたものに限る。	-	リクアリア・モナ・イグナス	別表3によること	平成23年8月18日付付食発第0816第2号 総アフラトキシシン(アフラトキシシンA ₁ 、B ₁ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)の検出率に関する検査方法についてによること	総アフラトキシシンが10µg/kgを超過しているおそれがあるため。
ソフトアイスクリーム(アイスのナチュラチーズ)	別途表示する製造者で製造されたものに限る。	-	リクアリア・モナ・イグナス	別表3によること	平成23年8月18日付付食発第0816第2号 総アフラトキシシン(アフラトキシシンA ₁ 、B ₁ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)の検出率に関する検査方法についてによること	総アフラトキシシンが10µg/kgを超過しているおそれがあるため。
ソフトアイスクリーム(MITFBIW以上のもの)のアイスのナチュラチーズ	別途表示する製造者で製造されたものに限る。	-	リクアリア・モナ・イグナス	別表3によること	平成23年8月18日付付食発第0816第2号 総アフラトキシシン(アフラトキシシンA ₁ 、B ₁ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)の検出率に関する検査方法についてによること	総アフラトキシシンが10µg/kgを超過しているおそれがあるため。

合輸出目

別添 1

最終改正(令和 3年 7月28日)

対象国・地域(注 3)	製品概要(対象食品等)	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることとなる理由
タイ	マンゴスチン及びその加工品(農産加工品に限る。)	別途タイ当局が発行した説明書が添付されているものであって、かつ別途指示を輸出者が履行したことを示す「フィッシュシール」を添付していること。	マンゴスチン	別表 10 によること	平成17年1月24日付け食安発第0124001号 食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の残留物検査の試験法についてによること	基準値 0.02ppm)を超えマンゴスチンが検出される可能性があるため。
台湾	豚肉	別途指示を受理現場において確認されたもの添付	マンゴスチン	別表 10 によること	平成17年1月24日付け食安発第0124001号 食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の残留物検査の試験法についてによること	基準値 0.10ppm)を超えマンゴスチンが検出される可能性があるため。
	果物(農産加工品及びその加工品)	別途指示を受理現場において確認されたもの添付	マンゴスチン	別表 10 によること	平成17年1月24日付け食安発第0124001号 食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の残留物検査の試験法についてによること	基準値 0.10ppm)を超えマンゴスチンが検出される可能性があるため。
	野菜(農産加工品、食用油脂、加工品)	別途指示を受理現場において確認されたもの添付	マンゴスチン	別表 10 によること	平成17年1月24日付け食安発第0124001号 食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の残留物検査の試験法についてによること	基準値 0.10ppm)を超えマンゴスチンが検出される可能性があるため。
	肉類(加工品、食用油脂、加工品)	別途指示を受理現場において確認されたもの添付	マンゴスチン	別表 10 によること	平成17年1月24日付け食安発第0124001号 食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の残留物検査の試験法についてによること	基準値 0.10ppm)を超えマンゴスチンが検出される可能性があるため。
中国	果物(農産加工品)	別途指示を受理現場で検査及び加工場で行ったものであって、別途指示を受理現場が履行したことを示す「フィッシュシール」を添付していること。	マンゴスチン	別表 10 によること	平成17年1月24日付け食安発第0124001号 食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の残留物検査の試験法についてによること	基準値 0.10ppm)を超えマンゴスチンが検出される可能性があるため。
	野菜(農産加工品)	別途指示を受理現場で検査及び加工場で行ったものであって、別途指示を受理現場が履行したことを示す「フィッシュシール」を添付していること。	マンゴスチン	別表 10 によること	平成17年1月24日付け食安発第0124001号 食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の残留物検査の試験法についてによること	基準値 0.10ppm)を超えマンゴスチンが検出される可能性があるため。
	肉類(加工品)	別途指示を受理現場で検査及び加工場で行ったものであって、別途指示を受理現場が履行したことを示す「フィッシュシール」を添付していること。	マンゴスチン	別表 10 によること	平成17年1月24日付け食安発第0124001号 食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の残留物検査の試験法についてによること	基準値 0.10ppm)を超えマンゴスチンが検出される可能性があるため。
	魚介類(加工品)	別途指示を受理現場で検査及び加工場で行ったものであって、別途指示を受理現場が履行したことを示す「フィッシュシール」を添付していること。	マンゴスチン	別表 10 によること	平成17年1月24日付け食安発第0124001号 食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の残留物検査の試験法についてによること	基準値 0.10ppm)を超えマンゴスチンが検出される可能性があるため。

対象国・地域(注 1)	製品検査の対象品目等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを求める理由(注2)	
中国	にんにく及びその加工品(農産物加工に限る。)	-	ジメチルアミン、ピロリジン	別表10によること	平成17年1月24日付食安発第0124001号 食品に残留するジメチルアミン、ピロリジンは動物用医薬品の成分である物質の試験法についてによること	基準値 0.01ppm(乾燥状態、水分0.7%及び基準値 0.1ppm)を超過するものが検出されることがあるため。	
	にんにくの葉及びその加工品(農産物加工に限る。)	-	チキニチン、チロキシリン	別表10によること	平成17年1月24日付食安発第0124001号 食品に残留するチキニチン、チロキシリンは動物用医薬品の成分である物質の試験法についてによること	基準値 0.01ppm(乾燥状態、水分0.7%及び基準値 0.1ppm)を超過するものが検出されることがあるため。	
	ばれい(いんげ子)の加工品(農産物加工に限る。)	-	ハネチン、コハネチン	別表10によること	平成17年1月24日付食安発第0124001号 食品に残留するハネチン、コハネチンは動物用医薬品の成分である物質の試験法についてによること	基準値 0.01ppm(乾燥状態、水分0.7%及び基準値 0.1ppm)を超過するものが検出されることがあるため。	
	ひまわり種子及びその加工品、ひまわり油(種子を除く以上(注3)のみに限る。)	-	ジメチルアミン、ピロリジン、ジメチルアミン、ピロリジン	別表10によること	平成22年11月16日付食安発第0162002号 食品に残留するジメチルアミン、ピロリジンは動物用医薬品の成分である物質の試験法についてによること	基準値 0.01ppm(乾燥状態、水分0.7%及び基準値 0.1ppm)を超過するものが検出されることがあるため。	
	アロパコー(及びその加工品(農産物加工に限る。))	-	アロパコリン	別表10によること	平成17年1月24日付食安発第0124001号 食品に残留するアロパコリンは動物用医薬品の成分である物質の試験法についてによること	基準値 0.01ppm(乾燥状態、水分0.7%及び基準値 0.1ppm)を超過するものが検出されることがあるため。	
	豆(豆類)及びその加工品(豆類を除く以上(注3)のみに限る。)	加工品においては、製造指示する加工企業は、及びその加工工場に限る。	加工品においては、製造指示する加工企業は、及びその加工工場に限る。	加工品においては、製造指示する加工企業は、及びその加工工場に限る。	加工品においては、製造指示する加工企業は、及びその加工工場に限る。	加工品においては、製造指示する加工企業は、及びその加工工場に限る。	加工品においては、製造指示する加工企業は、及びその加工工場に限る。
	もち(こ) (注4、注5)	-	エンプラ	別表10によること	昭和34年12月11日厚生省告示第370号 食品、添加物等の規格基準によること	エンプラが検出されることがあるため。	
	豆腐(学名 Zanthoxylum armstrongii)及びその加工品(産地2500kg以上とするものに限る。)	-	ジメチルアミン、ピロリジン、ピロリジン、ピロリジン	別表10によること	平成23年9月16日付食安発第0162002号 食品に残留するジメチルアミン、ピロリジンは動物用医薬品の成分である物質の試験法についてによること	基準値 0.01ppm(乾燥状態、水分0.7%及び基準値 0.1ppm)を超過するものが検出されることがあるため。	
	食品(加工品、農産物加工品、食用油脂、抽出物及びその加工品(注6、注7))	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。
	本品 平成19年7月9日付食安発第0706002号 最終改正 平成30年11月28日付厚生省令 1128(第4号)によるもの。	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。
ニエロー(はちみつ及びその加工品)	-	クハネチン	別表10によること	平成17年1月24日付食安発第0124001号 食品に残留するクハネチンは動物用医薬品の成分である物質の試験法についてによること	基準値 0.01ppm(乾燥状態、水分0.7%及び基準値 0.1ppm)を超過するものが検出されることがあるため。		
カキ(カキ)	本品の種子及びその加工品 注8をふくみ(注9)以上(注10)とするものに限る。	-	ジメチルアミン、ピロリジン、ピロリジン、ピロリジン	別表10によること	平成23年9月16日付食安発第0162002号 食品に残留するジメチルアミン、ピロリジンは動物用医薬品の成分である物質の試験法についてによること	基準値 0.01ppm(乾燥状態、水分0.7%及び基準値 0.1ppm)を超過するものが検出されることがあるため。	
パプリカ(パプリカ)	本品の種子及びその加工品 注8をふくみ(注9)以上(注10)とするものに限る。	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	

別添1

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験方法の方法	検査の方法	最終改正(令和7年28日)
アメリカ合衆国	ソフトシェッドスーパー(輸入品)以上の毛のナイロンナイロン繊維(ナイロン)を含む繊維製品	製造国表示が製造者で製造されたものに限る	ナイロン、モクロン、ナイロン	別表10によること	平成25年1月24日付検査(2013年12月)第1号 検査(2013年12月)第1号の検査法に基づいてによること	検査を受けることを希望する理由
アメリカ合衆国	ソフトシェッドスーパー(輸入品)以上の毛のナイロンナイロン繊維(ナイロン)を含む繊維製品	製造国表示が製造者で製造されたものに限る	ナイロン、モクロン、ナイロン	別表10によること	平成23年3月16日付検査(2011年12月)第2号 検査(2011年12月)第2号の検査法に基づいてによること	検査を受けることを希望する理由
アメリカ合衆国	ソフトシェッドスーパー(輸入品)以上の毛のナイロンナイロン繊維(ナイロン)を含む繊維製品	製造国表示が製造者で製造されたものに限る	ナイロン、モクロン、ナイロン	別表10によること	平成23年3月16日付検査(2011年12月)第2号 検査(2011年12月)第2号の検査法に基づいてによること	検査を受けることを希望する理由
アメリカ合衆国	ソフトシェッドスーパー(輸入品)以上の毛のナイロンナイロン繊維(ナイロン)を含む繊維製品	製造国表示が製造者で製造されたものに限る	ナイロン、モクロン、ナイロン	別表10によること	平成23年3月16日付検査(2011年12月)第2号 検査(2011年12月)第2号の検査法に基づいてによること	検査を受けることを希望する理由
アメリカ合衆国	ソフトシェッドスーパー(輸入品)以上の毛のナイロンナイロン繊維(ナイロン)を含む繊維製品	製造国表示が製造者で製造されたものに限る	ナイロン、モクロン、ナイロン	別表10によること	平成23年3月16日付検査(2011年12月)第2号 検査(2011年12月)第2号の検査法に基づいてによること	検査を受けることを希望する理由

別添1

最終改正(令和 年 月 日)

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査の結果
	シソノ子及びその加工品 (農産加工品に限る。)		シソノ子 シソノ子油 シソノ子エキス	別表10によること	平成17年1月24日付け食安監部0124001号 食品に 関する検査、残留農薬又は動物性医薬品の検 出の有無の確認についてによること	基準値 0.01ppm)を超過するシソノ子油 シソノ子エキスは、シソノ子油及びシソノ子 エキスからの抽出率が100%を超えている ため、検査対象外とする。
	シソノ子以外のシソノ子加工品 (農産加工品に限る。)		シソノ子エキス	別表10によること	平成17年1月24日付け食安監部0124001号 食品に 関する検査、残留農薬又は動物性医薬品の検 出の有無の確認についてによること	基準値 0.01ppm)を超過するシソノ子エ キスは、抽出率が100%を超えているため、 検査対象外とする。
	シソノ子以外のシソノ子加工品 (農産加工品に限る。)		シソノ子油	別表10によること	平成17年1月24日付け食安監部0124001号 食品に 関する検査、残留農薬又は動物性医薬品の検 出の有無の確認についてによること	基準値 0.01ppm)を超過するシソノ子油 は、抽出率が100%を超えているため、検査 対象外とする。
	シソノ子以外のシソノ子加工品 (農産加工品に限る。)		シソノ子エキス	別表10によること	平成17年1月24日付け食安監部0124001号 食品に 関する検査、残留農薬又は動物性医薬品の検 出の有無の確認についてによること	基準値 0.01ppm)を超過するシソノ子エ キスは、抽出率が100%を超えているため、 検査対象外とする。
	シソノ子以外のシソノ子加工品 (農産加工品に限る。)		シソノ子油	別表10によること	平成17年1月24日付け食安監部0124001号 食品に 関する検査、残留農薬又は動物性医薬品の検 出の有無の確認についてによること	基準値 0.01ppm)を超過するシソノ子油 は、抽出率が100%を超えているため、検査 対象外とする。
	シソノ子以外のシソノ子加工品 (農産加工品に限る。)		シソノ子エキス	別表10によること	平成17年1月24日付け食安監部0124001号 食品に 関する検査、残留農薬又は動物性医薬品の検 出の有無の確認についてによること	基準値 0.01ppm)を超過するシソノ子エ キスは、抽出率が100%を超えているため、 検査対象外とする。
	シソノ子以外のシソノ子加工品 (農産加工品に限る。)		シソノ子油	別表10によること	平成17年1月24日付け食安監部0124001号 食品に 関する検査、残留農薬又は動物性医薬品の検 出の有無の確認についてによること	基準値 0.01ppm)を超過するシソノ子油 は、抽出率が100%を超えているため、検査 対象外とする。
	シソノ子以外のシソノ子加工品 (農産加工品に限る。)		シソノ子エキス	別表10によること	平成17年1月24日付け食安監部0124001号 食品に 関する検査、残留農薬又は動物性医薬品の検 出の有無の確認についてによること	基準値 0.01ppm)を超過するシソノ子エ キスは、抽出率が100%を超えているため、 検査対象外とする。
	シソノ子以外のシソノ子加工品 (農産加工品に限る。)		シソノ子油	別表10によること	平成17年1月24日付け食安監部0124001号 食品に 関する検査、残留農薬又は動物性医薬品の検 出の有無の確認についてによること	基準値 0.01ppm)を超過するシソノ子油 は、抽出率が100%を超えているため、検査 対象外とする。
	シソノ子以外のシソノ子加工品 (農産加工品に限る。)		シソノ子エキス	別表10によること	平成17年1月24日付け食安監部0124001号 食品に 関する検査、残留農薬又は動物性医薬品の検 出の有無の確認についてによること	基準値 0.01ppm)を超過するシソノ子エ キスは、抽出率が100%を超えているため、 検査対象外とする。

注1)当該国・地域以外から輸出されたものを示す。

注2)名称単位についてシソノ子エキスはシソノ子の抽出率を算出し、100%未満の場合、当該抽出率を算出したコロンについては、全量、食品衛生法第26条第2項の規定に基づいて措置すること。

注3)MFBは、脂肪以外のシソノ子成分中の水分含量を指し、次の式で算出される。 MFB (percentage Measure on a Fat-Free Basis) = シソノ子の重量 / シソノ子の脂肪重量 × 100

検査命令対象食品等

- (1) イタリア産非加熱食肉製品（リステリア・モノサイトゲネス）
以下の製造者で製造されたもの。
①製造者名：CERIANI SPA
施設番号：CE IT 96 L
②製造者名：P.D.P. E COMPANY S.R.L.
施設番号：CE IT 1601 L
③製造者名：AZ.AGRICOLA CA'LUMACO DI FERRI EMANUELE
施設番号：CE IT 9-861L
- (2) イタリア産ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ（リステリア・モノサイトゲネス）
以下の製造者で製造されたもの。
製造者名：LUIGI GUFFANTI 1876 S.R.L.
施設番号：IT 01 351 CE
- (3) イタリア産ソフト及びセミハード（MFFB61%以上のもの）タイプのナチュラルチーズ（リステリア・モノサイトゲネス）
以下の製造者で製造されたもの。
①製造者名：CASEIFICIO MALDERA SRL.
②製造者名：ITALAT S.R.L. (NAPLE)
製造者住所：VIA CIVITA FARNESE. 25 03020 ISOLETTA
ブランド：MOZZARELA BUFFALA
- (4) イタリア産ナチュラルチーズ（腸管出血性大腸菌O26）
以下の製造者で製造されたもの。
①製造者名：COOPERATIVA PRODUTTORI LATTE E FONTINA
製造者住所：LOCALITA CROIX-NOIRE 10 11020 SAINT CHRISTOPHE (AOSTA)
②製造者名：CASEIFICIO GAMBONE SNC DI EZIO GAMBONE & C
製造者住所：STRADA PROVINCIALE SAN FRANCESCO 83048 MONTELL(AV)
- (5) イタリア産赤とうがらし又はピスタチオナッツを含む食品（アフラトキシン）
別表33に掲げる製造者で製造されたもの。
- (6) イラン産アーモンド又はピスタチオナッツを含む食品（アフラトキシン）
別表33に掲げる製造者で製造されたもの。
- (7) インド産紅茶（ヘキサコナゾール）
以下の製造者で製造されたもの。
①製造者名：RAGHUNATH EXPORTERS

②製造者名：SPICE HOME INDIA

(8)インドネシア産生食用切り身まぐろ（サルモネラ属菌）

以下の製造者で製造されたもの。

①製造者名：P. T. MAKMUR JAYA SEJAHTERA

②製造者名：PT. CEMERANG LAUT AMBON

(9)韓国産養殖ひらめ及びその加工品（クドア・セプテンブクタータ）

別表 4 に掲げる養殖業者が出荷したもの。

(10)韓国産生食用アカガイ（腸炎ビブリオ）

別表 5 に掲げる製造者で処理されたもの。

(11)韓国産生食用タイラギガイ（腸炎ビブリオ）

別表 5 に掲げる製造者で処理されたもの。

(12)韓国産キムチ（腸管出血性大腸菌 O103）

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：DAEKWANG F & G CO.,LTD.

(13)スイス産非加熱食肉製品（リステリア・モノサイトゲネス）

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：FLEISCHTROCKNEREI CHURWALDEN AG

施設番号：CH 73765493

(14)スペイン産非加熱食肉製品（リステリア・モノサイトゲネス）

別表 6 に掲げる製造者で製造されたもの。

(15)スペイン産乾燥いちじく又はアーモンドを含む食品（アフラトキシン）

別表 33 に掲げる製造者で製造されたもの。

(16)タイ産生食用えび（腸炎ビブリオ）

別表 5 に掲げる製造者で処理されたもの。

(17)タイ産ゆでがに（飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。）（腸炎ビブリオ）

別表 5 に掲げる製造者で処理されたもの。

(18)台湾産食品（サイクラミン酸）

別表 7 に掲げる製造者で製造されたもの。

(19)中国産生食用ウニ（腸炎ビブリオ）

別表 5 に掲げる製造者で処理されたもの。

(20)中国産乾燥ほうれんそう（エンドリン及びクロロピリホス）

別表 8 に掲げる加工企業に限る。ただし、クロルピリホスに係る検査命令は別表 8 に掲げる対象加工企業に限る。

(21) 中国産冷凍ほうれんそう (エンドリン及びクロルピリホス)

別表 9 に掲げる加工企業に限る。ただし、クロルピリホスに係る検査命令は別表 9 に掲げる対象加工企業に限る。

(22) 中国産冷凍調理ほうれんそう (エンドリン及びクロルピリホス)

別表 10 に掲げる加工企業に限る。ただし、クロルピリホスに係る検査命令は別表 10 に掲げる対象加工企業に限る。

(23) 中国産食品 (サイクラミン酸)

別表 11 に掲げる製造者で製造されたもの。

(24) 中国産食品 (放射線照射)

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名: GUIZHOU LEEFENG HEALTH PRODUCTS CO.,LTD.

(25) バングラデシュ産赤とうがらし、ターメリック、ひよこ豆又は落花生を含む食品 (アフラトキシン)

別表 33 に掲げる製造者で製造されたもの。

(26) フィリピン産食用ウニ (腸炎ビブリオ)

別表 5 に掲げる製造者で処理されたもの。

(27) フィリピン産食用切り身まぐろ (サルモネラ属菌)

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名: TENPOINT MANUFACTURING CORPORATION

(28) フランス産ソフト及びセミハード (MFFB61%以上のもの) タイプのナチュラルチーズ (リステリア・モノサイトゲネス)

別表 12 に掲げる製造者で製造されたもの。

(29) フランス産ソフト及びセミハード (MFFB61%以上のもの) タイプのナチュラルチーズ 腸管出血性大腸菌 O103)

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名: S.A.R.L. LE PIC

施設番号: FR 81 206 009 CE

製造者住所: 81140 PENNE, FRANCE

(30) フランス産ソフト及びセミハード (MFFB61%以上のもの) タイプのナチュラルチーズ 腸管出血性大腸菌 O26)

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名: HARDY AFFINEUR LAUT ETIKETT (LES FROMAGERS DE TRADITION-HARDY AFFINEUR)

施設番号: FR 41 043 003 CE

(31) フランス産ナチュラルチーズ 腸管出血性大腸菌 O145)

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：FROMAGERIE ALPINE

施設番号：FR 26 281 001 CE

(32) フランス産ナチュラルチーズ 腸管出血性大腸菌 O157)

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：FERME LINOL

施設番号：FR 46 145 001 CE

(33) フランス産ナチュラルチーズ 腸管出血性大腸菌 O26)

以下の製造者で製造されたもの。

①製造者名：COOPERATIVE DES MONTS DE JOUX

施設番号：FR 25 041 001 CE

②製造者名：FROMAGERIE ALPINE

施設番号：FR 26 281 001 CE

③製造者名：LE FROMAGER DE LA FRUITIERE DU MONT-S

施設番号：FR 74 096 050 CE

④製造者名：SOCIETE FROMAGERE DU MOULIN DE CAREL

施設番号：FR 14 654 001 CE

⑤製造者名：CHEVRERIE DE BEAUREGARD

施設番号：FR 36 018 009 CE

(34) フランス産ナチュラルチーズ (腸管出血性大腸菌 O111)

以下の製造者で製造されたもの。

①製造者名：FROMAGERIE GAUGRY

施設番号：FR 21 110 001 CE

②製造者名：MONS - FROMAGER AFFINEUR - FROMAGERIE EDOUARD -

A L 'AUVERGNAT

施設番号：FR 42 232 001 CE

(35) フランス産ナチュラルチーズ (リステリア・モノサイトゲネス)

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：BLANC F J

施設番号：FR 79 202 024 CE

(36) フランス産赤とうがらし又はピスタチオナッツを含む食品 (アフラトキシン)

別表 33 に掲げる製造者で製造されたもの。

(37) 米国産非加熱食肉製品 (リステリア・モノサイトゲネス)

以下の製造者で製造されたもの。

①製造者名：DANIELE INTERNATIONAL, INC.

施設番号：EST 9992

製造者住所：105 DAVIS DRIVE PASCOAG, RI 02859

②製造者名：COLUMBUS SALAME, INC.

施設番号：EST 6032

製造者住所：493 FORBES BLVD. S. SAN FRANCISCO, CA 94080

(38) 米国産ソフト及びセミハード（MFFB61%以上のもの）タイプのナチュラルチーズを主要原料とする食品（リステリア・モノサイトゲネス）

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：DANIELE INTERNATIONAL, INC.

施設番号：EST 459

製造者住所：180 DAVIS DRIVE PASCOAG, RI 02859

(39) 米国産ソフト及びセミハード（MFFB61%以上のもの）タイプのナチュラルチーズ（リステリア・モノサイトゲネス）

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：CRAVE BROTHERS FARMSTEAD CHEESE, LLC 又は、
CRAVE BROTHERS FARMSTEAD CHEESE COMPANY

製造者住所：W11555 TORPY ROAD WATERLOO, WI 53594-9652

(40) 米国産食品（放射線照射）

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：DEAN & DELUCA BRANDS, INC.

(41) ベトナム産水産食品（赤痢菌）

以下の製造者で製造されたもの。

製造又は輸出者名：EASTERN SEA CO., LTD.

住所：1719A 30/4 ST-VUNG TAU CITY, VIETNAM

(42) ベトナム産食品（サイクラミン酸）

別表 13 に掲げる製造者で製造されたもの。

(43) ポーランド産乾燥いちじくを含む食品（アフラトキシン）

別表 33 に掲げる製造者で製造されたもの。

食品 (アフラトキシン) 検査命令対象製造者

対象国	品目	製造者名
イタリア	赤とうがらし又はヒスタチオナッツを含む食品	CAMPO D'ORO DI LICATA PAOLO & C.SAS
		OLIVIERS & CO. (フランス)
イラン	アーモンド又はヒスタチオナッツを含む食品	CHOCOTAM
スペイン	乾燥いちじく又はアーモンドを含む食品	JOSE PELLUZ BERNAL
バングラデシュ	赤とうがらし、ターメリック、ひよこ豆又は落花生を含む食品	SQUARE FOOD & BEVERAGE LTD.
フランス	赤とうがらし又はヒスタチオナッツを含む食品	OLIVIERS & CO.
ポーランド	乾燥いちじくを含む食品	SUROVITAL MARCIN RENDAK KAROL SZWED S.C.